

様式第6号 (第17条)

会 議 録

会議の名称		2021年 第7回 春日部市農業委員会総会		
開催日時		令和3年7月26日(月)	開 会	午前10時00分
			閉 会	午前11時03分
開催場所		春日部市役所2階全員協議会室		
議長氏名		会長職務代理者 小川 利雄		
出席者	農業委員	(出席人数：11人)		
		1	鈴木 宏	
		6	池上 茂	
		7	川鍋 浩之	
		9	横井 貞夫	
		11	上原 美子	
		13	山崎 勇喜	
		14	大塚 房男	
		15	飯島 優子	
		16	高橋 公彦	
	17	伊藤 弘子		
事務局	(出席人数：6人)			
	農業委員会事務局長 齋藤 綱紀	農業委員会事務局次長 金子 昌行		
	農地振興担当主幹 三浦 邦明	農地振興担当主査 前島 清史		
	農地振興担当主査 中澤 ますみ	農地振興担当主事 加藤 祐一		
次第及び公開、一部公開、非公開の区分		日程1 農地法第3条(委員会)：公開		
		日程2 農地法第4条(知事)：公開		
		日程3 農地法第5条(知事)：公開		
		日程4 租税特別措置法適格者証明：公開		

一部公開・非公開の場合はその理由	<input type="checkbox"/> 要綱第3条第1号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第2号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第3号該当： <input type="checkbox"/> 要綱第3条第4号該当：								
配 布 資 料	次第、総会資料								
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した全文記録								
	<input checked="" type="checkbox"/> 録音テープ等を使用した要点記録								
	<input type="checkbox"/> 要点記録								
会議録署名の指定	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">議席番号</th> <th>委員氏名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 1</td> <td>上原 美子</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 3</td> <td>山崎 勇喜</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1 4</td> <td>大塚 房男</td> </tr> </tbody> </table>	議席番号	委員氏名	1 1	上原 美子	1 3	山崎 勇喜	1 4	大塚 房男
	議席番号	委員氏名							
	1 1	上原 美子							
	1 3	山崎 勇喜							
1 4	大塚 房男								

発 言 者	発言内容 ・ 決定事項
議長	<p>ただ今から2021年第7回総会を開会いたします。</p> <p>今回も齋藤会長が欠席でございますので、代わりに、私（小川職務代理）が議長を務めます。今回も新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、一般社団法人全国農業会議所からの通知に従い、委員を指名召集し、規模を縮小して開催いたします。在任委員11名が出席しておりますので、春日部市農業委員会会議規則第6条の規定により総会は成立いたします。</p> <p>なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員につきましては現地調査をお願いしたところですが、密集を避けるということから、総会への参加は不要としております。</p> <p>次に、運営委員会について委員長を務めている私より報告させていただきます。</p>
運営委員長	<p>本日、総会前の運営委員会で</p> <p>(1) 春日部市農業振興地域整備計画の変更に関する意見聴取について（依頼）</p> <p>(2) 春日部市農用地利用集積計画の決定について（依頼）（中間管理権）</p> <p>(3) 農用地利用配分計画に関する意見について（依頼）（中間管理）</p> <p>(4) 農委だより第33号の発行・発送について（報告）</p> <p>(5) 第3区域の推進委員について（報告）</p> <p>(6) 農業会議に意見を求めた芦橋の盛土について（報告）</p> <p>(7) 令和3年度田畑価格等に関する調査について</p> <p>(8) 春日部市農業委員会会議用システム用端末機使用基準（案）についてについて協議しました。</p>
議長	<p>本日の議題は</p> <p>日程1 議案第1号「農地法第3条（委員会）」 1議案6件</p> <p>日程2 議案第2号「農地法第4条（知事）」 1議案1件</p> <p>日程3 議案第3号「農地法第5条（知事）」 1議案8件</p> <p>日程4 議案第4号「租税特別措置法適格者証明」 1議案1件</p> <p>となります。</p> <p>次に、会議規則第35条の規定により議事録に署名する委員を指名いたします。それでは議席番号11番上原美子委員、13番山崎勇喜委員、14番大塚房男委員を指名いたします。議事に入る前に申し上げます。発言の際は挙手のうえ、指名されてから、起立して議席番号及び氏名を述べてから発言をお願いします。次に事前審査の日程及び審査委員、農地利用最適化推進委員並びに議案の説明者につきましては、別紙一覧でお示しのとおりです。次に、会議規則第10条の「農業委員は自己または</p>

同居の親族、若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」に該当する議案がありますので、当該議案審議の際、一時退室をしていただきます。なお、次の議案審議に入る前には、入室の確認をいたします。

それでは議事にはいります。日程1議案第1号、「農地法第3条(委員会)」を議題といたします。申請番号25番から30番について、事務局より説明を求めます。

事務局

議案第1号「農地法第3条(委員会)について」許可申請が6件あったので、審議を求めます。議案書1頁をご覧ください。

申請番号25番、詳細は議案書のとおり。当該案件は、申請人保有農地に不耕作及び雑草の繁茂が見られたため、改善の指導をしたところ、改善の意思を示したため、令和3年6月総会からの継続審議となっていた案件です。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図1頁、詳細図は2頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書1頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号26番、詳細は議案書のとおり。申請理由は、贈与です。案内図3頁、詳細図は4頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書2頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号27番、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図5頁、詳細図は6頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書3頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号28番、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図7頁、詳細図は8頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書4頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、議案書2頁をご覧ください。申請番号29番、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図9頁、詳細図は10頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書5頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

次に、申請番号30番、詳細は議案書のとおり。申請理由は、経営規模の拡大です。案内図11頁、詳細図は12頁となります。スクリーンをご覧ください。申請地となります。次に農地法第3条調査書6頁をご覧ください。書類調査の結果、農地法第3条第2項各号に該当しないことを確認しました。また、農地法施行規則に基づく申請書が整っております。

議長

おはかりいたします。はじめに推進委員より意見を求め、次に事前審査委員より報告を求めたいと思いますが、本日は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、推進委員に出席を求めておりません。よって、推進委員に代わり担当農業委員及び事務局より報告を求めたいと思います。これにご異議ございませんか。

(なしの声あり)

議長

異議なしと認め、申請番号25番から28番、及び30番について、事務局より推進委員に代わり報告を求めます。

事務局

担当委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。

申請番号25番について、市川農業委員より、継続審査の理由であった保有農地の一部の不耕作及び雑草等の繁茂については改善され、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたと報告がありました。

次に、申請番号26番について、石川推進委員より、小川推進委員、小川農業委員、川鍋農業委員と同行して令和3年7月9日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。

次に、申請番号27番及び28番について、中田推進委員より、岡田推進委員と同行して令和3年7月12日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。

次に、申請番号30番について、田口推進委員より、古谷推進委員、岡本農業委員、横井農業委員と同行して令和3年7月7日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。

以上の事から全て問題なしと意見を述べ、報告といたします。

議長

次に、申請番号29番について、山崎勇喜農業委員より、推進委員に代わり報告を求めます。

委員	<p>担当推進委員に代わりまして、報告いたします。</p> <p>申請番号29番について、朝倉推進委員、鈴木農業委員と私で、令和3年7月8日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上の事から問題なしとして意見を述べ、報告といたします。</p>
議長	<p>次に事前審査委員より報告を求めます。議席番号6番池上茂委員より申請番号25番から29番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号25番から29番について、事前審査の報告をします。</p> <p>日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地及び申請人に関し、担当農業委員及び担当地区推進委員の意見を求めたところ、申請地及び申請人保有農地に問題ないとの報告を受けました。現地調査を行ったところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可相当であると決しました。</p>
議長	<p>次に議席番号7番川鍋浩之委員より申請番号30番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号30番について、事前審査の報告をします。</p> <p>日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地及び申請人に関し、担当農業委員及び担当地区推進委員の意見を求めたところ、申請地及び申請人保有農地も問題ないとの報告を受けました。現地調査を行ったところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可相当であると決しました。</p>
議長	<p>これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。</p> <p>(なしの声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。採決に入ります。申請番号25番から30番までを原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。</p> <p>(全員起立)</p>
議長	<p>起立全員です。よって議案第1号「農地法第3条(委員会)について」申</p>

	<p>請番号25番から30番を許可と決しました。</p>
議長	<p>次に日程2議案第2号「農地法第4条（知事）について」を議題といたします。申請番号5番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第2号「農地法第4条（知事）について」、許可申請が1件あったので、審議を求めます。議案書の3頁をご覧ください。</p> <p>申請番号5番、詳細は議案書のとおり。申請理由は宅地の追認です。昭和45年以前から利用している住宅敷地の登記簿上の地目が農地であることが判明したため、追認を求めるものです。案内図13頁、詳細図14頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。昭和45年10月31日撮影の航空写真上では、申請農地に建物が確認できます。農用地からの除外につきましては、令和3年6月4日決裁の当初除外の証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。資金計画については、工事不要のため、ありません。申請書は整い、農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の集団的農地の区域内にある第1種農地と考えます。</p>
議長	<p>次に、申請番号5番について、事務局より推進委員に代わり報告を求めます。</p>
事務局	<p>担当推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。</p> <p>申請番号5番について、田口推進委員より、古谷推進委員、岡本農業委員、横井農業委員と同行して令和3年7月7日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと意見を述べ、報告といたします。</p>
議長	<p>次に、議席番号7番、川鍋浩之委員より申請番号5番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号5番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示した通りです。申請地及び申請人に関し、担当農業委員及び担当地区推進委員の意見を求めたところ、申請地及び申請人保有農地も問題なく、現地調査を行ったところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保され、問題はない、との報告がありました。事前審査においては、住宅用地の追認に関することであるため、現状と追認すべき面積等の妥当性を鑑み、現地調査に臨みました。現地は、建物はもちろん、祖先を祀ると称される祠も建てられており、その他の面積においても物理的</p>

に耕作の目的には戻すことが困難であると判断いたしました。また農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。このことから、申請においても問題なく、周辺農地に及ぼす影響はないものと考えます。以上のことから当該申請については事前審査委員4人の合議により許可相当であると決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号5番について原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長 起立全員です。よって、議案第2号「農地法第4条(知事)について」申請番号5番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。

議長 次に、日程3議案第3号「農地法第5条(知事)について」を議題といたします。おはかりいたします。本案のうち、申請番号47番については、農業委員会会議規則第10条の規定により議事参与の制限に該当いたしますので、別に審議することに異議ございませんか。また、同規則第19条第2項の規定により申請番号47番及び48番は関連が強いため、一括して審議することに異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。では、申請番号47番については、議事参与の制限に該当いたしますので、議席番号7番川鍋浩之委員は退室をお願いします。この際、暫時休憩といたします。

(休憩)(委員退室)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開します。それでは、申請番号47番及び48番について事務局より説明を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第5条(知事)について」許可申請2件について、審議を求めます。議案書6頁をご覧ください。

申請番号47番、詳細は議案書のとおり。転用計画は、農地改良工事で、

対象農地は湿田で耕作しづらいことから、盛土を行い、田を畑に変更することで耕作しやすい状態にするため、この度の申請に至ったものです。工事内容は、現在の表土を耕作土として使用するため建設発生土を搬入したあと、表土を埋め戻す客土Cの方法で行うとのことです。改良後は、1年目にほうれん草、2年目にブロッコリー、3年目に再びほうれん草を作付けする計画です。案内図は27頁、詳細図は28頁から33頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から6か月です。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地の一時転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の集团的農地の区域内にある第1種農地と考えます。

次に、申請番号48番、詳細は議案書のとおり。転用計画は、申請番号47番の農地改良工事に際し、工事車両搬入用通路を設置するため、この度の申請に至ったものです。工事内容は、進入位置から鉄板を2枚ずつ並列に敷き、先の農地改良工事申請地まで工事車両を搬入させ、工事完了後は、速やかに農地へ復旧し、直ちに耕作できるようにする、とのことです。案内図は35頁、詳細図は36頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。工事期間は許可日から6か月です。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地の一時転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の集团的農地の区域内にある第1種農地と考えます。

議長

次に、申請番号47番及び48番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。

事務局

担当推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。

申請番号47番及び48番について、石川推進委員より、小川推進委員、小川農業委員と同行して令和3年7月9日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと意見を述べ、報告といたします。

議長

次に議席番号9番、横井貞夫委員より申請番号47番及び48番の事前審査の報告を求めます。

委員

申請番号47番及び48番について、事前審査の報告をします。担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたと報告があ

りました。また現地調査を行ったところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。このことから、申請においても問題なく、周辺農地に及ぼす影響はないものと考えます。以上のことから、川鍋委員を除く事前審査委員3人の合議により許可相当であると決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

委員 議席番号14番大塚です。申請番号47番について、質問します。スクリーンの写真を見たところ、申請地の一部について池のように見受けられる土地がありますが、こちらの土地も申請地（農地）で間違いないでしょうか。

事務局 質問の土地についても申請地（農地）となります。水はけが悪いため、今回の農地改良の申請に至りました。

議長 ほかにありますか。

（質問、意見なし）

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決に入ります。申請番号47番及び48番について、原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

（全員起立）

議長 起立全員です。よって、申請番号47番及び48番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。

この際、暫時休憩といたします。それでは、委員の入室をお願いします。

（休憩）（委員入室）

議長 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、申請番号41番から46番について、事務局より説明を求めます。

事務局 引き続き議案第3号「農地法第5条（知事）について」許可申請があったので、審議を求めます。議案書4頁をご覧ください。申請番号41番、詳細は議案書のとおり。転用計画は、申請者が営むみかん農園、米や米菓販売所のための駐車場の設置です。案内図は15頁、詳細図は16頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、令和

3年4月27日農業用施設で公告済の証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側の道路に接続しています。被害防除措置としてブロックを設置します。資金計画については貸付者の残高証明書が添付されています。申請書は整い、農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の集团的農地の区域内にある第1種農地と考えます。

次に、申請番号42番、詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当します。案内図17頁、詳細図18頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側及び西側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、公共下水に排水する計画です。資金計画については、貸付者の残高証明書及び金融機関の住宅ローン事前審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号43番、詳細は議案書のとおり。転用計画は、太陽光発電設備の設置です。案内図19頁、詳細図20頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は南側及び東側の道路に接続しています。被害防除措置として土堤盛土を設置し、土堤の法面部には防草シートまたは芝を張り保護措置します。雨水は、敷地内浸透処理です。

資金計画については、自己資金として金融機関の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、

本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。また、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」に意見を求めます。

次に、議案書5頁をご覧ください。申請番号44番、詳細は議案書のとおり。転用計画は、自己用住宅を建築するため、市街化調整区域に長期居住する者のための自己用住宅に該当します。案内図21頁、詳細図22頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。被害防除措置としてコンクリートブロックを設置します。雨水

は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併浄化槽で処理後、排水路に放流する計画で、該当する土地改良区発行の排水放流許可書が添付されています。資金計画については、金融機関の融資申込審査結果が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。申請書は整い、農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号45番、詳細は議案書のとおり。申請法人は、建設業を営んでいます。転用計画は、資材置場の新設です。案内図23頁、詳細図24頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、証明書が添付されています。農地転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は北側の道路に接続しています。隣接する農地はありませんが、被害防除措置として40cmの堰堤を造成し、その外側に鋼板や留め板を設置します。雨水は敷地内浸透処理です。資金計画については自己資金として預金通帳の写しが添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に一般開発事業協議申請書が提出されています。農地区分は、申請地周辺は集团的農地が10ヘクタール未満であり、第2種農地と考えます。

次に、申請番号46番、詳細は議案書のとおり。転用計画は、農家分家住宅の建築です。案内図25頁、詳細図26頁となります。現地はスクリーンをご覧ください。農用地からの除外につきましては、令和2年8月5日農家分家住宅で公告済の証明書が添付されています。農地の転用については、該当する土地改良区発行の支障ない旨の意見書が添付されています。接続道路は西側の道路に接続しています。被害防除措置としてブロックを設置します。雨水は、敷地内浸透処理です。生活排水は、合併浄化槽で処理後、県道U字溝に放流する計画です。資金計画については、貸付者の金融機関の残高証明書が添付されています。農地転用に係る事業計画の内容が開発行為を伴うため、本申請と同時に小規模開発事業協議申請書が提出されています。

申請書は整い、農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の集团的農地の区域内にある第1種農地と考えます。

議長

次に、申請番号41番及び46番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。

事務局

担当推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。申請番号41番について、中田推進委員より、岡田推進委員、萩原農業委員と同行して令和3年7月12日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと報告がありました。

次に、申請番号46番について、田口推進委員より、古谷推進委員、岡本農業委員、横井農業委員と同行して令和3年7月7日に申請地及び申請人の保有農地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと意見を述べ、報告といたします。

議長 次に、議席番号7番 川鍋 浩之委員より申請番号41番から43番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号41番から43番について、事前審査の報告をします。
担当地区推進委員に意見を求めたところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることが確認できたと報告がありました。また現地調査を行ったところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていることを確認しました。このことから、申請においても問題なく、周辺農地に及ぼす影響はないものと考えます。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可相当であると決しました。

議長 次に、議席番号9番、横井 貞夫委員より申請番号44番から46番の事前審査の報告を求めます。

委員 申請番号44番から46番について、事前審査の報告をします。
日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地及び申請人に関し、担当農業委員及び担当地区推進委員の意見を求めたところ、申請地及び申請人保有農地も問題なく、現地調査を行ったところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されているとの報告を受けました。以上のことから、事前審査委員4人の合議により許可相当であると決しました。

議長 これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号41番から46番について原案のとおり許可することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長	<p>起立全員です。よって、申請番号41番から46番を許可相当と意見を付して県知事に送付いたします。なお、申請番号43番については、申請面積が30アール以上のため、農地法第5条第3項の規定に基づき農業委員会ネットワーク機構「一般社団法人埼玉県農業会議」の意見を付して県知事に送付いたします。</p>
議長	<p>次に、日程4 議案第4号「租税特別措置法適格者証明」を議題といたします。申請番号18番について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第4号「租税特別措置法適格者証明について」、申請が1件あったので、審議を求めます。議案書7頁をご覧ください。租税特別措置法適格者証明は、申請人が租税特別措置法の適格者であることを証明するもので、新規に適用を受ける場合及び農地の相続税納税猶予制度を受けている方が、3年毎に引続き、この特例を受けたい旨の継続届出書を税務署に提出する際に必要な証明です。納税猶予の対象農地が適正に管理されている場合のみ証明するものです。申請番号18番、詳細は議案書のとおり。案内図は37頁、及びスクリーンをご覧ください。本申請は納税猶予の継続申請です。申請理由は、申請農地を相続したことにより、相続税の納税猶予の制度の適用に関し、租税特別措置法適格者証明願いがあったものです。申請者が経営主で年間従事日数は190日です。</p>
議長	<p>次に、申請番号18番について、事務局より、推進委員に代わり報告を求めます。</p>
事務局	<p>担当推進委員に代わりまして、意見の概要を報告いたします。 申請番号18番について、大塚推進委員より、遠藤推進委員、上原推進委員、市川農業委員と同行して令和3年7月9日に申請地の現地調査を実施したところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されていると報告を受けました。以上の事から問題なしと意見を述べ、報告といたします。</p>
議長	<p>次に、議席番号9番 横井貞夫委員より申請番号18番の事前審査の報告を求めます。</p>
委員	<p>申請番号18番について、事前審査の報告をします。日時、事前審査委員等はお示しのとおりです。申請地及び申請人に関し、担当農業委員及び担当地区推進委員の意見を求めたところ、申請地及び申請人保有農地も問題なく、現地調査を行ったところ、農地法第2条の2で定められた農地の農業上の適正かつ効率的な利用が確保されているとの報告を受けました。以上のこ</p>

とから、事前審査委員4人の合議により証明することと決しました。

議長

これより質疑を求めます。発言のある方は挙手願います。

(質問、意見なし)

議長

質疑なしと認め、質疑を終結します。採決にはいります。申請番号18番を原案のとおり証明することに賛成の委員の起立を求めます。

(全員起立)

議長

起立全員です。よって、議案第4号「租税特別措置法適格者証明」申請番号18番について証明書を発行することと決しました。

議長

次に、

日程5 報告第1号「農地法第3条の3（相続等による権利移動）」

日程6 報告第2号「農地法第4条（届出）」

日程7 報告第3号「農地法第5条（届出）」

日程8 報告第4号「違反転用事案報告」

につきましては、議案書の8頁から15頁にお示しのとおりです。以上で議案は終了しました。

議長

次に、配布資料につきましては、お手元の資料のとおりです。

議長

次に、その他でございますが、何かありますか。

事務局

(事務局より報告第4号について補足説明)

議長

ほかにありますか。

(なしの声あり)

議長

次に、次回日程及び次回事前審査につきましては、事務連絡にてお示しのとおりです。本日の議案の審議ならびに報告等はすべて終了いたしました。以上をもちまして、2021年第7回総会を閉会いたします。

閉会（午前11時3分）

議事の顛末・概要を記載し、その相違なきことを証するためここに署名する。

令和3年 月 日

署名者の職・氏名

議 長 会長 _____

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番

農業委員 _____ 番